令和5年8月31日一部改正

警報発令時の対応について

教務部

加古川市、高砂市、加古郡播磨町、加古郡稲美町のいずれかを含む地域に大雨警報・暴風警報・洪水警報・大雪警報が発令された場合、次に示す判断順序に従って対応する。

警報が発令された場合の補足:

警報発表は必ず市町単位で確認すること。メディアの報道で播磨南東部の警報は、播磨南東部全域での警報発表とは限らない。

例: 加東市・三木市に大雨洪水警報発令で播磨南東部に警報ありと表示されるが、加古川市、高砂市、加古郡播磨町、加古郡稲美町で発令されていない場合がある。その場合、平常授業となる。

① 午前 7 時の時点

発令: 自宅待機

② 午前 10 時の時点

発令: 臨時休業

解除: 13:10 SHR

13:20 第5限の授業から実施

※定期考査中の対応:

原則として、午前7時の時点で警報発令中であれば臨時休業とする。

また、午前7時～午前8時30分に警報が発令された場合も、警報発令の時点で臨時休業とする。

この日の考査は当初予定最終日の翌日に実施する。 尚、翌日が休業日の場合は、休業日明けの最初の平日に実施する。

〈注意〉

- 短縮授業日の発令時の対応は別途指示する。
- 各種注意報・上記以外の警報発令の場合は原則として平常授業を行う。
- 授業中の警報発令の場合、原則としてすみやかに帰宅させる。ただし、状況により学校で待機させる場合もある。
- 尚、上記以外の地域に警報が発令された場合は、警報発令地域に居住する生徒は公認欠席扱いとする。
- 警報発令等に関する気象情報の確認は、サンテレビ、ラジオ関西、NHK神戸放送局の放送を参考にすること。

※市町単位の警報を確実に確認するには:

(テレビ) サンテレビ月曜～土曜日 放送開始時から午前11時05分

(パソコン) 日本気象協会 (tenki.jp) 気象警報・注意報